



高松市告示第 7 0 9 号

高松市病院局告示第 4 号

建設工事に係る令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（令和 6 年高松市告示第 7 9 9 号・令和 6 年高松市病院局告示第 1 号。以下「入札参加資格告示」という。）第 6 項の規定に基づき、中間年における資格審査（入札参加資格告示第 1 項に規定する資格審査をいう。以下同じ。）及び資格者名簿（入札参加資格告示第 1 項に規定する資格者名簿をいう。以下同じ。）に登載された者（以下「有資格者」という。）に係る業種（入札参加資格告示第 1 項第 3 号に規定する業種をいう。以下同じ。）の追加に係る申請期間及び方法等について定めたので、公示します。

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市病院事業管理者 和 田 大 助

1 中間年における資格審査に係る申請期間及び方法等

（1）競争入札に参加することができる者

入札参加資格告示第 1 項の定めるところによる。

（2）資格審査の申請方法及び提出書類

申請方法及び提出書類の要項は、入札参加資格告示第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。なお、詳細は、令和 7・8 年度建設工事入札参加資格審査申請要領（新規及び業種の追加申請）の定めるところによる。

ア 申請方法

（ア）申請書類の提出期間

令和 7 年 1 2 月 1 日（月）から同月 1 9 日（金）まで（同日午後 5 時までに

必着のこと。)

(イ) 申請書類の提出場所

高松市財政局契約監理課

(ウ) 申請書類の提出方法

a 一般書留、簡易書留又はレターパックプラスで郵送すること。ただし、行政書士が2通以上の申請書類を提出する場合は持参することを認める。この場合の提出期間は、令和7年12月1日(月)から同月19日(金)(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び土曜日を除く。)までとする。

b 申請書類不備の場合(cの場合を除く。)の取扱い

書類の補正を求めた上で、その不備のまま仮受付とする。令和7年12月25日(木)午後5時までに当該補正に係る書類の全ての提出がないときは、仮受付は無効となる。補正に係る書類を提出する場合は、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスで郵送すること。ただし、行政書士が2通以上の補正に係る書類を提出する場合は、持参することを認める。

c イ(イ)の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が申請時に間に合わない場合の取扱い

令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請要領(新規及び業種の追加申請)の定めるところにより、令和8年1月30日(金)午後5時までに提出することを条件に、仮受付とする。

イ 提出書類

建設工事入札参加資格審査申請書に次の書類を添えて申請すること(業種の追加を申請する有資格者にあつては、(ウ)に掲げる書類の提出を要しない場合がある。)

(ア) 建設業許可証明書の写し、建設業者・宅建業者等企業情報検索システム(国土交通省)の建設業者の詳細情報(業者概要)を出力したもの

(イ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が令和6年8月1日から令和7年7月31日までの間のもの。この期間中に審査基準日が2以上あるときは、最新のもの)の写し

(ウ) 税に関する証明書等

次のaからdまでの区分による証明書等(その証明日はいずれも、申請日前3月以内でなければならない。)

a 高松市内に事務所・事業所(店舗等を含む。)を有する法人

(a) 営業証明書

- (b) 高松市税（全税目）についての滞納無証明書
- (c) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書
- b 高松市内に事務所・事業所（店舗、事業を営む自宅等を含む。）を有する個人
 - (a) 住民票の写し又は令和 7・8 年度建設工事入札参加資格審査申請要領（新規及び業種の追加申請）において定める書類（いずれも住民票の住所が高松市内である場合に限る。）
 - (b) 高松市税（全税目）についての滞納無証明書
 - (c) 所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書
- c 高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない法人
 - 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書
- d 高松市内に営業所を有しない個人
 - 所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書
- (エ) 入札参加資格告示第 1 項第 8 号から第 10 号までの届出をしていることの確認をすることができる書類として令和 7・8 年度建設工事入札参加資格審査申請要領（新規及び業種の追加申請）において定める書類（(イ)の通知書で当該確認をすることができない場合に限る。）
- (オ) 入札参加資格告示第 4 項第 2 号イからキまで及びケからスまでに規定する主観的事項について主観点の算定を受けようとする場合にあっては、それぞれ令和 7・8 年度建設工事入札参加資格審査申請要領（新規及び業種の追加申請）において定める書類
- (カ) その他令和 7・8 年度建設工事入札参加資格審査申請要領（新規及び業種の追加申請）において必要とされた書類
- ウ 登載業種数の上限
 - 資格者名簿への登載業種数は、6 を上限とする。
- 2 資格審査並びに決定数値及び格付け
 - 入札参加資格告示第 3 項、第 4 項及び第 8 項の定めるところによる。
- 3 資格審査の結果通知及び資格者名簿への登載
 - 入札参加資格告示第 5 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、各発注機関（高松市長及び高松市病院事業管理者をいう。次号において同じ。）が、市内企業（入札参加資格告示第 4 項に規定する市内企業をいう。以下この号にお

いて同じ。)及び市内企業以外ごとに編成し、その商号又は名称、代表者の氏名、住所又は所在地、業種、決定数値(客観点数・主観点数の内訳を含む。次号において同じ。)、等級その他必要な事項を資格者名簿に登載するものとし、次号の規定による公表をもって通知に代えるものとする。

(2) 資格者名簿は、次号に定める有効期間中、その登載事項のうち商号又は名称、住所又は所在地、業種、決定数値及び等級を契約監理課ホームページにおいて公表するものとする。

(3) 中間年における資格審査に係る資格者名簿の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 その他

入札参加資格告示第9項から第13項までに定めるところによる。